

**「環境表示のあり方に関する検討会」
リコーグループの事例と課題**

RICOH
imagine. change.

**2025年09月29日
株式会社リコー
佐藤 多加子**

1. 取り組み事例

- ① 既存事業：MFPの環境配慮性能の説明・表現
- ② 新規事業：ガイドラインの整備
- ③ 業界：一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）での取り組み

2. 課題

- ① 再生材使用の表現
- ② 訴訟されない表現について

1. ①既存事業：MFPの環境配慮性能の説明・表現

注記によるエビデンス提示・透明性の確保

https://jp.ricoh.com/release/2023/0206_1

■タイトル：業種業務ごとの課題解決に貢献し、DXを支援するフルカラー複合機
「RICOH IM C6010/C5510/C4510/C3510/C3010/C2510/C2010」を発売
～ソリューション連携と**業界最高の環境性能**でお客様へ価値を提供～

■本文（抜粋）

本製品は、省資源・省エネルギー化によりライフサイクル全体での環境負荷（カーボンフットプリント*1）を前身機より約27%*2削減し、お客様の事業活動での環境負荷低減に貢献します。**業界トップ***3となる本体樹脂総重量の約50%（重量比）に回収材（再生プラスチック）*4を使用している

■注記（抜粋）

*1 カーボンフットプリントはライフサイクルの全体（原材料調達から廃棄・リサイクルまで）で排出された温室効果ガスの量を、CO2量に換算した値。

*2 RICOH IM C6010およびRICOH IM C6000（前身機）本体で算定したもの。

*3 2023年1月25日現在 米国・連邦政府が調達要件として採用している環境評価システム「EPEAT（Electronic Product Environmental Assessment Tool）」のA3複合機登録情報において。リコー調べ。

*4 一度使用されたプラスチックを回収し、再利用して作られたプラスチックのこと。



「RICOH IM C3010」（オプションを装着したもの）



1. ②新規事業：ガイドラインの整備

社会課題解決に資する新規事業の早期立ち上げをサポートするための 「環境表示ガイドライン（マニュアルとチェックリスト）」整備

注）RFS：リコフューチャーズビジネスユニット

マニュアル

環境表示ガイドライン

-グリーンウォッシュ防止マニュアル-
RFS用
Ver1.0

RFS用

目的、スコープ
遵守ポイント、用語・シンボル使用時
事例など

チェックリスト

環境表示ガイドライン

-グリーンウォッシュ防止チェックリスト-
RFS用
Ver1.0

RFS用

目的、スコープ
環境省の環境表示ガイドラインに則っているか？
用語・シンボルがISO14021に則っているか？
などをチェックリストで確認



1. ③業界：（JBMIA）での取り組み

業界でわかり易い説明をフォロー 同一表現を各社で活用

2023年度、グリーン購入法の「コピー機等」の品目でCFP開示が判断の基準となった。

CFP開示された値は、現時点では、自社同士の比較はできるが、他社比較はできないこと、グリーン購入法の基準には記載できないことから、各社が同一の表現で説明できるよう、JBMIAのサイトを立ち上げ、製品カタログにURLを引用するなど、各社で活用中

*JBMIA

名称：一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

英文名：Japan Business Machine and Information System Industries Association

略称：JBMIA

<URL> <https://www.jbmia.or.jp/whatsnew/detail.php?id=1733>

2024 年度グリーン購入法に関する当協会からのお知らせ

2024年3月7日

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
(JBMIA)

2023年度にグリーン購入法のコピー機等*1においてCFP（カーボンフットプリント）の値を開示することが判断基準の基準値1に追加*2されたことに伴いCFPの値の比較の考え方について、お客様に正しくご理解いただけるようご説明します。

コピー機等は、エコマークなどの環境ラベル基準を殆どの機種が認証取得し、ライフサイクルにおける環境負荷低減を積極的に進めてきました。

CFPについても、SuMPO（一般社団法人 サステナブル経営推進機構）*3と協力してPCR（製品カテゴリールール）*4を定め、各社がCFP値の算出・公開が出来るように取り組んでいます。

しかしながら、このようなCFPの値の比較は、異なるメーカーの製品間では、以下のような理由から適しておりません。

- ・コピー機等は、千点以上の部品から構成され、細かな材料や部品の重量把握方法は統一されていないこと
- ・業界共通のPCRのルール内ではあるものの、材料や部品の重量からCO2への換算方法（原単位の適用方法）が各社により異なること
- ・印刷速度レベルなどが同じ製品群にあっても、各社の製品モデルがもつ機能の違いによりCFPの値が大きく変わるケースがあること

このような理由により、CFPによる異なるメーカーの製品との比較はふさわしくないと現状JBMIAは考えておりますことをご理解ください。

JBMIAでは、CFPによる異なるメーカーの製品との比較が可能となるようにしていくことが課題と認識しており、グリーン購入法が改正される以前（2022年以前）からSuMPOとも協調しながら、ISO規格*5に則り比較可能性を高めるべく様々な議論を進めているところです。

*1：コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機

*2：本件は2023年度に追加され、経過措置期間として1年が設定されていた

*3：<https://sumpo.or.jp/index.html>

*4：コピー機、複合機を含む画像入出力機器に関するPCRは以下のリンクご参照ください
https://ecoleaf-label.jp/pcr/pcr_list.php?pcr=PCR&category%5B%5D=40&release=%E5%85%AC%E9%96%8B&keyword=

*5：ISO14025、ISO/TS14067、ISO14040、ISO14044、ISO/TS14027

2. 課題 ①再生材使用の表現

再生材の使用は、今後より注目されるため、使用量の表現は、ルール／ガイドラインがあることが望ましい

再生材（樹脂・金属）の使用が求められる昨今、使用のアピールに様々が表現が見られる

- ・単位：重量比、面積比、分母：全樹脂、部分、除外の有無、industry practice：〇%-〇%（幅を有する）
- ・内容：ポストコンシューマー材／プレコンシューマー材

ex.1
PCR50%

バージン
プラスチック
5 k g

ポストコン
シューマー材
5 k g

ex.2
PCR25%
回収材50%使用

バージン
プラスチック
5 k g

ポストコンシュー
マー材
3 k g

プレコンシュー
マー材 2 k g

<その他>

・再生材含有率（金属）：〇%-〇%
と表示しており、高い再生率なので、
確認したところ、〇%-〇%は『再生可能』という意味
であった

■ 2. 課題 ②訴訟されない表現について

- ・米国では、環境クレームの訴訟が盛んになってきており、大手企業が訴訟をうけている事例・が散見される
- ・2, 3は、米国連邦取引委員会（FTC）の“Green Guide”に基づく環境表示の監視強化の流れの中で起きた訴訟
- ・米国の訴訟内容等を調査し、日本企業が海外で訴訟されないガイドラインの整備
日本でOKでも、海外でNGの事例とは？

1. 大企業の訴訟事例（カーボンニュートラル・オフセット、再エネ使用率、リサイクル可能性、有害物質含有）

<https://truthinadvertising.org/articles/by-the-numbers-greenwashing-class-action-lawsuits/>

2. カーボンニュートラル広告に対する訴訟増加

<https://www.winston.com/en/blogs-and-podcasts/class-action-insider/carbon-neutral-advertising-may-lead-to-litigation>

3. 州政府・市民団体によるプラスチック業界への訴訟（リサイクル可能、持続可能な素材、環境に優しいなど）

<https://kentuckylantern.com/2024/06/19/states-citizens-suing-plastics-industry-alleging-greenwashing-misleading-claims-about-recycling/>



RICOH
imagine. change.